

必須

2021年4月から 省エネ性能の“説明義務制度”がスタート

制度のねらい

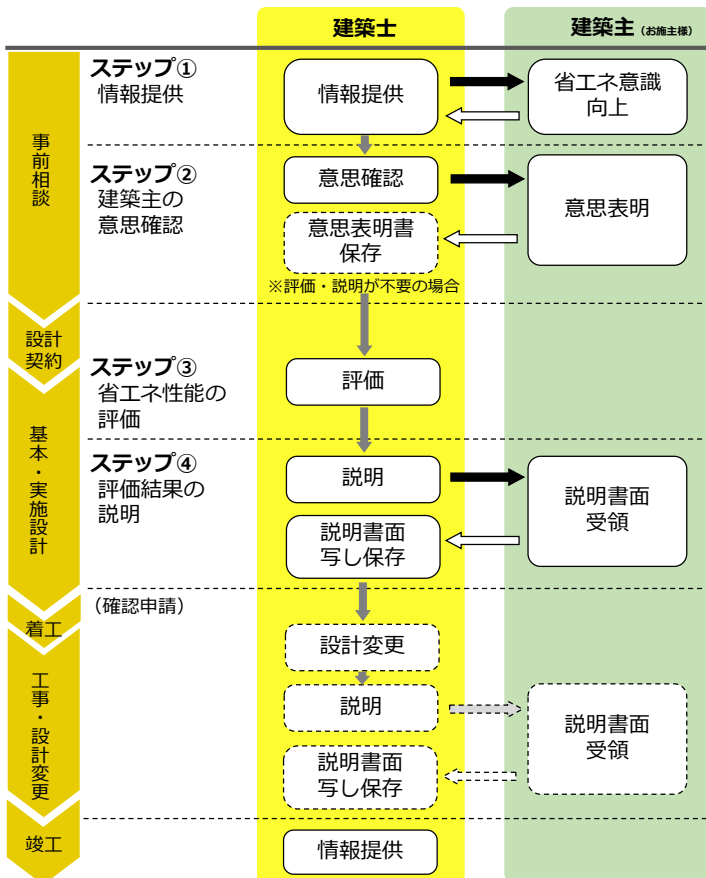
建築士から建築主(=お施主様)に対する説明を通じて、建築主の省エネ性能に対する理解を促すとともに、自らが使用することとなる建物の省エネ性能を高めようとする気持ちを持ってもらうこと(建築主の努力義務の促進)

制度の対象

- 開始：2021年4月1日以降の契約物件
- 対象：床面積300m²未満の住宅・建築物の新築・増改築
- 内容：建築士から建築主への省エネ性能に関する説明
 - ※畜舎、自動車車庫は対象外(居室を有しない、又は開放性を有することで空調を必要としない建築物)
 - ※文化財指定された建築物、仮設建築物は対象外
 - ※10m²以下の新築、増改築の規模が300m²以上又は10m²以下の増改築は対象外

説明の進め方

説明義務制度は、下記の4つのステップで進める。



ステップ①：建築主への情報提供

- ※省エネの必要性・効果の情報提供
- ※国交省のパンフレット活用

ステップ②：建築主の意思確認

- ※省エネの評価・説明が必要な否か
- ※説明が不要との意思表明があった場合は意思表明書面を保存

ステップ③：省エネ性能の評価

- ※建物の省エネ性能の評価
- ※省エネ基準への適合性

ステップ④：建築主への評価結果の説明

- ※省エネ基準への適合/不適合
- ※不適合の場合は対策案
- ※説明書面は保存図書として保存

※設計変更後に省エネ基準に不適合になる場合は、改めて説明を行うことが望ましい。



